

新聞通信調査会報

毎月一回一日発行
昭和40年2月20日
第三種郵便物認可

7-2005

商法改正で外資の動き活発化へ 企業買収の最近の動きを見る

中村恒夫

(時事通信社産業部長)



企業買収というと、日本ではあまりいいイメージはない。一九八〇年代以降、二つほど大きな買収案件の記憶がある。一つはピケンズというグリーンメイラー(株を買って高く転売する投資家)が、トヨタ・グループの小糸製作所の株を買い占めたこと。小糸株をトヨタ自動車に高値で売り付けようと考へ、日米のマスコミの力や米国の政治的圧力を借りて買収を成功させようとした。九六年ごろには、メディアア王ルパート・マードック氏がソフトバンクの孫正義氏と組んでテレビ朝日を買収しようとした。当時は日本の主要メディアが外国人に乗っ取られるとの反発が出た。ピケンズ氏もマードック氏も戦闘的なイメージが強く、買収という「外国人が黒船でやってくる」印象を

ぬぐえない。ライブドアによるニッポン放送買収案件でも当時を思い出して、堀江貴文社長をピケンズ氏とだぶらせた人が少なからずいたようだ。

外国企業に有利な三角買収

企業買収が活発化している背景には、商法改正がある。新しい法律「会社法」として二〇〇六年に施行されるだろう。新法では企業買収にかかわるさまざまな仕組みが整理される。

最も注目されるのが三角買収(表1)。これまでは、自分で資金調達して相手企業の株を買ってきた。調達する際には、当然金利も負担する。仮に買収がうまくいかなかった場合、リスクが高くなる。ところが株式交換という手法を使えばリス

クがない。相手方企業の株と自分の企業の株を交換する方法だ。買収する側の企業の時価総額が大きければ、小さい企業を容易に買収できる。

今回の改正で、外国企業が日本の企業を買収する場合にもこれを使えるようになる。外国企業A社の日本子会社C社が日本企業B社を買収する場合を考えると、自分の親会社に相当するA社の株を使って買収することが可能になる。外国企業の日本人で100%子会社はほとんど上場されていない。自分の株を交換しようと思っても流通してないから値段が付かない。これでは日本の上場企業の株と交換するのは無理があるが、親会社である外国企業A社の株はドルなりポンドなりで、値段が付いているから交換可能になる。

逆に言うと、外国企業のA社が目をつけている日本企業B社を買収する場合にもこの方法を活用できる。まず日本法人をつくり、その法人を経由して買収することが可能になる。経済産業省が外国企業と日本企業の類似業種の時価総額を比較したところ(表2)、外国企業は六倍から十三倍もある。米国の巨大企業にとっては、自社株を使つての割安な日本企業買収が極めて簡単になった。

7割の大手企業が買収に危機感

経済産業省のアンケート調査によると、七〇%の大手企業が買収の危機にさらされる脅威を感じていると答えた。一五%の企業が自社の筆頭株主、有力取引先の企業が買収されるのではない

という恐怖を抱いている。

株式交換では特別議決が必要だが、通常、外国企業のA社が日本企業B社を買収する場合にはTOB(株式公開買い付け)を掛ける。何パーセントか株式が外国企業側に移り、それを踏まえて株式交換を持ち掛けてくる。外国企業の力量を見せ付けられた日本企業が、買収を早期に受け入れることは当然あり得る。特に自分が株を持っている日本企業の将来性に不安を持っている株主は、買収してもらった方がいいと思うこともある。そうしたドライな外国人株主が日本企業に増えている。日本で買収の対象にされやすい業種は、製薬業界だといわれている。世界的に見ると企業規模が小さく、新薬の開発にとても金が掛かる、時間もかかる、開発しても売れない可能性もある。資金余力がないとやっつけいけない。日本は非常に魅力ある市場だ。高齢化が進み薬を使う人は増える一方で、特に医家向けの薬を持っているような会社に目を付けるのは明らかだ。最近の国内製薬会社同士の合併は、買収への意識があったとみられる。

小泉政権の対外公約

日本経団連は経済産業省に対して、当初の法改正案が買収する側には配慮し、買収されるかもしれない企業に対する配慮は不十分だと主張していた。これを受けて同省も企業買収研究会をつくり、どういふ方法なら敵対的買収を防衛する手段を講じていかまわらないか、という基準づくりを

してきた。ライブドアがニッポン放送株の買収に乗り出したのはその最中の二月八日だった。

一連の騒動で納得できないのは、会社法のうち、外国企業の三角買収にかかわる部分だけを、一年先送りすることになったことだ。小泉純一郎首相は対日投資会議をつくり、外国企業に投資促進を呼び掛けてきた。今回の法改正でもその趣旨が盛り込まれた。つまり「国際公約」であったにもかかわらず、ちよつとメディアが買収されそうになったという理由だけで、大事な部分を先送りした。これはいかがなものか。在日米商工会議所が批判している程度で、日米間の懸案にはなっていないが、信頼を損ねる対応だったと思う。

常識を超えた買収劇

産業界にとってショッキングだったのは、新興IT企業が資金を市場から調達して大会社を買収できると実証された点だ。昔からの経済人は資金の提供に應じる金融機関はなからうと思っていたが、そうではない時代になったことが分かった。

ライブドアは、株式に転換する場合に、株価が下がれば下がるほど転換できる株式は増えるという新しいタイプの転換社債を発行して、リーマンブラザーズから金を調達した。株価が上がらなくても、リーマンが取得する株は増え、転換する場合は直前の相場よりも低い価格で行使できるメリットがある。逆にライブドアは転換社債を多く出せば株式数は増えるから、一株当たりの企業価値

は減る。株価も下がる。同社の株価も二月八日には四百九十七円だったが、四月半ばには二百九十二円まで下がった。株主にとっては損失になる。

ライブドアは、ニッポン放送の買収合戦と並行して役員が海外に飛んで数千億円の金を調達するめどをつけたと言われている。そのころ、親しい財界人と話す機会があって、「フジテレビの日枝会長はフジを守るのであればニッポン放送は切るべきだ、ニッポン放送とつながっていたら本体が危ない」と話していた。それほどフジを取り巻く環境は危機的だった。

勢いづく証券界

目ざとかったのは証券会社だ。多くの証券会社は割安銘柄リストを作って顧客に配布した。どういふものかというところ、資金は潤沢に持っているが、あまり配当はしない、設備投資の気力もない会社だ。内部留保の多い会社は、エクセレントカンパニーの条件の一つだったはずだが、今では株主に還元もしない会社で、買収すれば高く転売できると言われるようになってしまった。中堅証券会社のリストでは、増配を発表する前のフジテレビが上位五十社に入っていた。テレビ局は一般的に、キャッシュはあるが、配当には熱心でないと言われていたので、フジの例を見て他の局も脅威を覚えたのではないか。

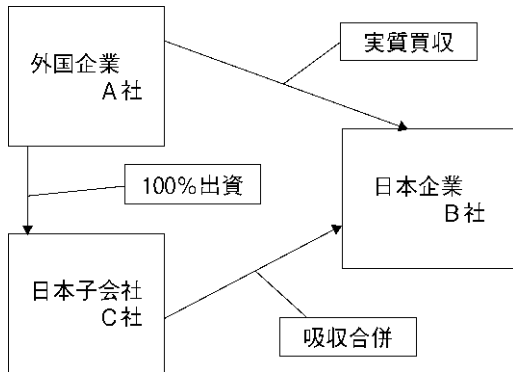
こうした中で、企業側はさまざまな買収防衛策を講じているが、どういふ形で買収防衛策をやっ

たらいいか。買収を仕掛けられたニッポン放送はポイズン・ピル（毒薬条項）に相当する新株予約権をフジテレビにだけ発行しようとしたところ、差し止め請求がライブドアから出され、東京地裁も東京高裁も差し止めを認めた。

五月九日に経済産業省の局長は、時事通信社のセミナーで講演し、裁判に負けないためには四つの条件を満たす必要があると話している。一つは平時の導入だ。普段からある種の対策を講じておく。急に導入すると自分たち経営者を守るためだとして、裁判所から違法行為と言われる。次に株主に情報を事前開示しておく。つまり株主総会などで了解を得る。三番目は、株主の中でも買収者以外の株主は平等に扱う。ニッポン放送の場合、フジテレビにだけ予約権を割り当てようとした。四番目は買収をめぐる交渉がうまくいった場合には防衛策を解除する措置を講じておく。

一番効果的な対策は増配だろう。日本の企業は配当性向が低く、増配すれば長期に株を持つという人が売却を思いとどまる気持ちになる。村上ファンドは配当を増やせといろんなところで言っていて実績を上げている。これまでは一株株主、総会屋などを除けば、物言わぬ株主ばかりだった。今は株主がきちんと発言する例が増えると思う。バブル経済の崩壊後、金融機関は不良債権処理に必要な金を捻出するのに株を売った。これによって持ち合い株というものが減った。代わりに外国人株、ネット・トレーダーのような株主が増

商法改正で「三角買収」が可能に
(株式交換を活用 表1)



同業種で株の持ち合い

持ち合いを強化する動きもある。新日本製鉄、住友金属工業、神戸製鋼所の三社は提携関係にあるが、さらに資本提携を強化しようという発表を

えてきた。彼らは値段が高ければ売る。こういう人たちを含めて引き止めるにやはり配当が一番大事になる。フジテレビは買収の最中に増配を決めた。一兆円の最終利益で計上したトヨタも増配を決め、トヨタ・グループの主力企業はすべて増配に踏み切った。商社では三菱商事が業績連動型を取り入れ、資生堂は最終赤字であったにもかかわらず配当を増やしている。

時価総額の比較 (経済産業省 表2)

外国企業		日本企業		比率 (倍)
企業名	時価総額 (兆円)	企業名	時価総額 (兆円)	
ファイザー	30	武田薬品	4	7.5
P & G	15	花王	1.5	10.0
ウォルマート	24	セブシーイレブン	3	8.0
コカ・コーラ	13	キンビール	1	13.0
マイクロソフト	33	キヤノン	5	6.6
シティグループ	26	野村ホールディングス	3	8.7

した。新日鉄のトップは「企業防衛で買収の脅威にさらされかねないために行う」と説明している。鉄鋼会社もキャッシュに比べ配当が少ない割安銘柄の上位にランクされている。テレビ朝日は、民放キー局五局で株を持ち合おうと提案した。それぞれの系列新聞社との兼ね合いもあって、他の会社が応じなかったのでもうまくいきそうにないが、持ち株会社の導入の動きもある。親会社の方が子会社よりも規模が小さい場合だ。フジテレビの親会社はニッポン放送で、ニッポン放送を買ってしまえばフジも傘下に収められるという

発想があった。同じような会社は結構ある。代表格がイトーヨーカ堂とセブーンイレブんだ。この二社はデニーズを含めて三社で持ち株会社をつくることを決めた。これによって買収の危険から自分たちを守る狙いもある。ポイズン・ピルを導入しようとする会社は少なからずある。松下電器産業は、前提条件が付いているのでそれとは違っていると、株式の発行額を増やし、場合によって既存株主に割り当てるといふことだから、やはりポイズン・ピルと言っていると思う。

こういう手法が株式市場にどんな影響をもたらすか。株数を増やせば株価が下がる。株式価値が希薄化する懸念があるからだ。東京証券取引所は買収防衛策の強化に消極的だ。機関投資家である厚生年金基金連合会も、あまりに防衛策に走るのはいいかという見解を公表している。

会社は株主だけのものか

企業買収の活発化に絡んで、会社は誰のものかという議論が産業界で出ている。オーナー会社であれば自分のものだという人もいるが、会社は従業員のものであり、経営者のものであり、株主のものである。

ニッポン放送をめぐる裁判所は「株式会社であれば会社は株主のものである」という判断を事実上示した。本当にそうか。いろんなステークホルダー(利害関係者)がいるわけで、このステークホルダーを無視していいのか。従業員なしの会

社はあり得ない。取引先もある。工場があれば工場が進出している地域の住民、その自治体とか、いろんな人たちにお世話になって会社は存在しているのだから、そこを一切無視して株主だけもつかればいいという考え方がいいのかどうか。

企業には事業目的があるはずだ。放送であったら放送事業を通じて何をするとか、定款に書かれている。そうした目的とは全く関係なく、株価が上げればいい、配当を増やせばいいという考え方には非常に危険を感じる。

だったらいつそのこと、株式は公開しない方がいいという議論も出てくる。日本でも非公開株の大会社が幾つかある。こうした会社のある経営者と話をする機会があったが、「買収されたら何をされるか分からないから怖い。企業の社会的責任(CSR)を果たすのだったら上場する必要はない」と言っていた。

報道界も真剣な検討を

さて、新聞業界には日刊新聞法という法律がある。その中で、日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社は定款で株式の譲り受け人を事業の関係にあるものに限ることができるとされている。譲渡制限があるからこそ新聞社は買収されないとか、新聞社はその危険がないという。理屈の上ではそうだが、必ずしもそうではない。

Aという会社がBという新聞社を買収したい場合、これを広く世間に問えばいい。A社は買収希

望価格を堂々と言う。株の社内流通価格とA社が買いたいという株価に大きな開きがあった場合、例えば配当二十年分に相当するような価格が提示されたら、売ろうかなという人もいるだろう。新聞社は高齢化が進んでいる。若い社員は減ってきている。株を持っている人の比率は年齢の高い方が多い。年金も当てにならないから、株を売ろうかという気持ちになったら、(株主総会での定款変更について)可能性がないわけではない。

日刊新聞法は、報道の独立を保つために商法の特例法として制定された。お金目当ての形で他社に譲渡されることになった場合にはどうなるのか、ここは考えないといけない。

ライブドアの件では「報道とは何か」という点も取りざたされた。堀江さんはインターネットで最もアクセスの多いニュースがニュースだと言っている。それは違うと思うが、一方でテレビ局は視聴率という非常にあいまいなものによって経営されている部分がある。

新聞はどうなのか。部数が減る中で、報道の独立性を保つためにこの法律を守って外部資本の流入を防ぐことができるのかどうか難しい状況になつてきていると思う。こうした点をこの業界に籍を置くものは真剣に理解しておかないといけない。企業買収は対岸の火事だというのはなく、自分たちの問題として議論すべきだと思っっている。(本稿は五月二十二日、同盟クラブで行われた講演から一部を要約した)



止まらない米紙発行部数減

日曜版がより深刻―米NAA調査

米国新聞の発行部数減少傾向は、一九八四年をピークに年々、緩やかに進行してきた。米新聞協会(NAA)が発表した二〇〇五年三月までの六カ月間にわたる調査結果で、日刊紙、日曜版の両方で全体の減少傾向が加速していることが明らかにされた。これほどの落ち込みは業界が十五年間経験したことがない大きなものとなった(NAA「NAA Releases ABC FS=FAX Analysis」五月二日、オンライン)。

この調査結果はNAAが米新聞雑誌部数考査機構(Audit Bureau of Circulation)からの最新データの分析(FAS-FAXレポート)として明らかにしたもので、調査期間は〇四年十月から〇五年三月まで。対象となった日刊紙(八百十五紙)の平均発行部数は、およそ三割の新聞社で増加した。一方、対象サンプル全体の総発行部数は前年の四千八百三十万部から四千七百三十七万部へと一・九%減少した。日曜版(六百四十三紙)の減少幅はさらに大きく、前年同期の五千二百四十万部から五千万部へと二・五%減り、下降の幅は日刊紙、日曜版とも深刻である。

新聞発行部数は日刊紙で八四年にピークを迎え

た。それ以後、この二十年間で緩やかに下降カーブを描きながら一三%減少して〇三年には五千五百二十万部となったが、今回ほどの発行部数減を記録したのは、九〇―九一年調査時に日刊紙が二・六%の落ち込みを示して以来のことである(『ウォール・ストリート・ジャーナル』オンライン、五月二日)。

百万部を超えるトップの『USAトゥデー』(二百二十八万部)は〇・〇五%増、第二位の『ウォール・ストリート・ジャーナル』(二百七万部)は〇・八%減、第三位の『ニューヨーク・タイムズ』(百十三万部)は〇・二%増だった。トップ二十位内の新聞で最大の落ち込みとなったのは『シカゴ・トリビューン』(六・六%減)、『ロサンゼルス・タイムズ』(六・五%減)、『サンフランシスコ・クロニクル』(六・一%減)、『クリブランド・プレインデューラー』(五・二%減)などである。

今回調査では、発行部数の上位二十紙のうち四紙、日曜版は二紙が増加し、新聞を取り巻く情勢が厳しい中でも頑張りを見せるところがあることを印象付けたが、二十位ランク外では五%以上減らす新聞はさらにみられた。最もショックングだったのは『ボルチモア・サン』の一・五%減だった。

調査は全米に千四百ある日刊紙すべてを対象としていないなど限界も指摘されるが、「これはやはり良くない数字だ」とメリルリンチ社アナリス

トのローレン・リッチ・ファインは指摘する。同時に、さまざまな理由付けがなされている。〇四年から〇五年にかけて天候不順で配達遅れや未配達が目立ったこと、インターネットでの情報アクセスが加速したことなどである。しかし、実際には〇三年十月、連邦が「勧誘電話お断りリスト(Do Not Call List)」により電話による販売促進活動の幅を狭めたことの影響などが大きいとされる。NAAのジョン・マレイ副会長は、

リストが施行された二年前は全米電話の一割程度だった「お断り」登録が、現在では四割まで増加しており、「これは大きな変化」と指摘する(『エディター・アンド・パブリッシャー』E&Pオンライン、五月二十三日)。

カリフォルニア州リバーサイドのプレス・エンタープライズ(The Press-Enterprise)社は、継続的な成長を続ける市場に電話勧誘戦略を投入することで発行部数を恒常的に増やしてきた。しかし、今回の調査では日刊紙が一・八%減、日曜版は三・二%減となった。

この影響を払しょくする試みとしてベロ(Beo)社では、電話勧誘作戦に早くから見切りをつけて戸別訪問への転換を図り、ここ五年で日刊一三%、日曜版七%の上昇を見た(『E&P』五月二十三日)。新聞発行部数減の土砂降りニュースの中、各紙のブランド力アップなど、長期的な戦略で対応することが肝要との意見も強い。

(金山 勉 上智大学助教授)

EU憲法批准拒否の背景を探る

欧州市民意識成熟とメディア

橋本 晃

(北海道大学助教授)

欧州連合（EU）憲法条約の批准が、フランス、オランダの国民投票で相次いで拒否された。世紀が明けてから、単一通貨ユーロの導入、中東欧十カ国の新規加盟と目まぐるしい勢いで突き進んできた「統合の深化と拡大」に待ったが掛けられた格好だが、南の地中海地域との関係強化を図る統合の盟主・フランスの戦略や、既存の国家への帰属意識を超えた欧州市民意識の醸成にカギを握るメディアのありようにも深い影を投げかけた。EU憲法拒否の背景を探りつつ、対地中海諸国との関係、メディアの世界で進行しつつある新たな動きへの影響を考察する。

「生活不安」「失業」「移民」が前面に

EU憲法拒否の原因としては、フランスでは「経済、社会への不満、不安」が、オランダでは「EUへの一人当たり分担金が最高であるにもかかわらず得るものは少ない」との不満の高まりが指摘されているが、もう少し詳細に見ていこう。

フランスでは、調査会社IPSOSが行った出口調査の結果に、「ノン」の理由がかなり鮮明に浮き彫りにされている。

まず、年齢別に見ると、四十五〜五十九歳で六二%、三十五〜四十四歳で六一%と社会を支える中軸の年齢層に拒否票を投じた人々が多い。職業別では工場労働者（七九%）、失業者（七一%）、農業（七〇%）とブルーカラー層や失業者に、居住地別では地方・農村部で、学歴や所得別ではそれらが低いほど反対の声が強く、支持政党別では共産党（九八%）、極左（九四%）、国民戦線（九三%）と左右両極で反対が極めて強いほか、緑の党、社会党などの左派支持者の間でもそれぞれ、反対は六〇%、五六%に上った。

反対の理由は「現在のフランスの経済、社会状況に不満」がトップで五二%。以下、「憲法が経済的にあまりに自由主義的」（四〇%）、「否決されればより良い憲法をつくるための再交渉が可能になる」（三九%）と続き、「トルコのEU加盟に反対する好機」も三五%となった。

オランダでも分担金をめぐる不公平感のほか、対ドルでも高い為替レートを維持し、物価高の要因となっているユーロに対する根強い反対、トルコとの加盟交渉開始決定に象徴される急速な拡大

による安価な労働力の流入、失業の増大への不安などが、反対派の地滑り的な勝利につながった。

「新規加盟」で巻き返す独

両国での拒否の背景で共通しているのは、各国エリート層、ブリュッセルの欧州官僚ら主導で急速に進められる統合、ユーロ高と物価高、さらには今日の西欧諸国共通の社会問題である移民と失業の問題についての不安、不満といったところだ。しかし、今回、統合のさらなる前進をとりあえず拒否したEU原加盟（欧州石炭鉄鋼共同体加盟）二国のうち、特にドイツと並んで二人三脚で半世紀余りにわたって統合を牽引してきた域内きつての大国・フランスの将来的な欧州（EU拡大）戦略にとりわけ、黄信号をとすものだ。

一九九〇年十月の東西ドイツ統一、さらに二〇〇四年五月の中東欧十カ国のEU新規加盟で、欧州の中心はぐっと東に移動したと言われる。ドイツ、フランス、英国という三大国のちょうど中心に位置する小国ベルギーの首都、しかも仏語圏の飛び地の都市に欧州諸機関の本部を置くという絶妙の配置は現在も変わってはいない。しかし、東西統一によりドイツは人口八千二百万人の突出した大国となり、また、ラトビア、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニアといったプロシアおよびハプスブルク帝国の支配・影響下にあった、また、かつてのドイツの強力な通貨マルクの強い影響圏にあった国々が新規加盟することによって、EU内でのドイツの影響力、発

言力はいやが上にも増した。

○一年十二月、EUの新たな基本法たるニース条約に合意した際も、ドイツは、従来、英仏独伊四主要国で同数としていた最高意思決定機関・閣僚理事会での持ち票を単独最多とするよう求めたのに対し、これに断固反対する議長国フランスは欧州議会の議員定数などでさまざまな譲歩をしつつ、EU首脳会議史上未曾有の足掛け五日間に及ぶ協議で辛うじて要求を抑え込んだ。しかし、持ち票問題についての不満はドイツ側で解消されたわけではなく、また、欧州諸機関での作業言語に現在の英仏両語にドイツ語を加えるべきだとの主張もなされてきている。

地中海地域への拡大を目指す

こうしたEU内でのドイツの影響力拡大に対し、統合の盟主を自認するフランスの戦略は、その影響力が伝統的に強いバルカン、地中海地域への拡大やそれら諸国との関係強化を図るものだ。

言語・民族的な近似性からつながりの深いルーマニア、フランス語圏国際機構(OIEF)の一員であるブルガリア両国とは、EUとして既に○七年の加盟目指して交渉継続中であるし、トルコの加盟をめぐるのは○四年十二月、ブリュッセルのEU首脳会議は翌○五年十月に交渉を開始するこ

とで合意した。さらに、地中海を隔てて欧州の対岸である北アフリカ諸国などとの間では九五年、EU・地中海諸国パートナーシップが合意された。すなわち、

同年十一月、バルセロナに集まったEU十五カ国および地中海周辺十二カ国の外相会議で、EUは「地中海諸国を東欧諸国と同等に考慮することを決定」(パットン前欧州委員会対外関係担当委員)。閣僚や議会レベルの会合を重ね、二〇〇一年までにEU・地中海自由貿易地域の創出を目指している。もちろん、西欧先進諸国と地中海南岸・東岸の発展途上諸国との経済格差は、前者と東欧諸国とのその比ではない。しかも、地中海南岸・東岸諸国はイスラム圏に属し、民主主義の

未確立、政治的不安定、原理主義勢力の存在など、さまざまな政治的、社会的問題を抱えている。自由貿易地域の創出ははずれ、その先の地中海地域へのEU拡大となると、気が遠くなるような長い時間と交渉を要することは想像に難くない。

しかし、とりわけ、「南」の盟主を自認し、中東和平、イラク問題などでも米国と一線を画して親アラブの姿勢を一貫して取るフランスにとつては、地中海地域への将来的なEU拡大は、ドイツに対抗し再び欧州の中心をそのおひぎ元に呼び戻して、統合の盟主の座を再確認せしめるためにも、死活的な重要性を持った課題なのだ。

今回の憲法批准拒否が、既に中東欧諸国やマルタ、キプロスなど一部地中海諸国までEUが拡大し、さらに将来的にはトルコを含む国々まで新規加盟してくるにより、安価な労働力が流入、失業が増大する、といった経済、生活面での不安からきていることを考え合わせると、EU内での

自国の地位強化に向けて批准推進と地中海諸国との関係強化を同時に進めてきたフランス政府当局にとっては、実に皮肉な結果となってしまった。

激変する環境とメディアの対応

仏・オランダ両国で政府の施策が国民にそっぽを向かれ、つまりいたわけだが、では、統合過程の深化、拡大という未曾有の環境変化を人々に知らせ、その変化に対応すべく合意形成にも資するべきメディアをめぐる動きはどうなっているだろうか。結論から言うと、「突如として人々の生活の隅々まで『欧州』が入り込んできた(在ストラスブル・ジャーナリズム教育大学センターUJECのデルクル副校長)」フランスではここ数年、認可を得たエコール・ド・ジュルナリスム(ジャーナリズムスクール)が急増しているが、「メディアはこうした変化にうまく対応しているとは言えない(同副校長)」。

米英両国に次ぐ、大学(大学院)レベルのジャーナリズム教育の歴史と蓄積を誇るフランスだが、一九九〇年代末まで八校しかなかった、ジャーナリスト、経営者の同数委員会による認可済みジャーナリズムスクールが現在、十二校にまで急増。昨秋には、社会科学系の名門・パリ政治学院(シアンスポ)が専門的なジャーナリスト養成教育に参入し、受けて立つ側の伝統校も生き残りのためさまざまな動きを見せるなどにわかに活況を呈している。高級官僚・政治家養成の最難関グランゼコール・国立行政学院(EN A)に最多の入

学者を出す、やはり難関グランゼコールのシアンスポは近年、「欧州のハーバードに」を合言葉に、経営学(MBA)、公共政策のマスター・プロフェッショナルコースを相次いで発足させたのに続き、昨年十月、ジャーナリズムスクールを創設。外国人学生の受け入れや海外の大学との交流にも積極的に乗り出した。

「ユーロジャーナリズム」を模索

受けて立つ側の既存のジャーナリズムスクールも慌ただしい動きを見せている。昨年十一月に創立八十周年を迎えた仏最古の高等ジャーナリズム学院(ESJ)、レジスタンスの流れをくむジャーナリスト養成センター(CFJ)など私立三校は、ポルドーなど地方の八つの政治学院と提携、学生たちが政治学院とジャーナリズムスクール二つの学位を取れるようにした。ストラスブルのCUEJなど大学(仏ではすべて国立)付設の五校は「ジャーナリズム国立学校評議会」を結成して、連絡・交流を密にしている。

フランスなど欧州のジャーナリズム教育をめぐる動きで特筆すべきは、汎欧州的視点による欧州市民意識醸成にも寄与する「ユーロジャーナリズム」という新たな概念の模索と欧州域外との交流強化の動きだ。

認可を得た大学ジャーナリズム学部としてフランス最古のCUEJは、マーストリヒト条約合意に先立つ九一年秋からユーロジャーナリズムの修士課程教育を開始。昨春までの十三年間で、総計

約百十人(うち独・伊・ベルギー・スペインなど西欧、ポーランド・ルーマニアなどの中東欧、さらには米国、中国、アフリカ諸国などからの留学生が八割)を対象に汎欧州的視点を備えたジャーナリストの育成を行ってきた。その教育内容を発展的に継承させる形で今秋、独フライブルク大学と提携してジャーナリズム仏独共同修士課程を発足させる。シアンスポと同様、認可未取得だが、ブルゴーニュ大学ではユーロメディア修士課程でやはり記者養成教育を続けている。

「多様性」売り物に

欧州のほかの国に目を転じて、デンマーク・スクール・オブ・ジャーナリズム(DSJ)、ユトレヒト・スクール・オブ・ジャーナリズム(オランダ)、カーティフ大学(英国)の三校でヨーロッパ・ジャーナリズムの共同修士課程が九〇年代初めから設置されていたのに続いて、今秋からEUの高等教育交流計画であるエラスムス計画の枠内で、DSJにアムステルダム大学、ウェールズ大学スワンシー校(英国)、ロンドン市立大学、ハンブルク大学(ドイツ)の四校を加えた計五校でやはり共同修士課程を発足させる。

欧州域外との交流強化の動きも活発だ。シアンスポのジャーナリズムスクールはフランス人学生と留学生の比率を半々にし、「多様性」を最大の特色として謳い上げる。CUEJが世界各地からジャーナリスト経験を持つ学生たちを受け入れてきたのは前述の通り。北仏リールのESJは、中

東の衛星テレビ・アルジャジーラの記者らに教壇に立つてもらおう協力協定を締結。DSJなど五大学で運営する共同修士課程もやはり、世界各国から多数の留学生を受け入れ、欧州の視点によるジャーナリズム教育を模索する。

同様の動きはオランダでも見られる。同国南部・マーストリヒトにある独立のジャーナリスト研修機関、ヨーロッパ・ジャーナリズム・センター(EJC)は、九二年の創設以来、オランダ政府や欧州委員会から多額の補助金を得て、西欧の加盟国および旧東欧・ソ連圏の将来の加盟候補国・新規加盟国のメディアの記者、フォトグラファー、編集者、経営陣向けに各種短期セミナーを開催してきた。そのEJCは近年、地中海諸国のジャーナリスト、メディア関係者を対象にしたノウハウ、研修の提供にも力を入れており、今年四月には、トルコの記者を対象にした、EU加盟に向けての課題を交渉開始前にブリュッセル、アンカラで集中講義する短期セミナーを開催。チュニジアの記者、メディア企業経営者らに、調査報道、経営、コンピュータ技術などを包括的に伝授するセミナーを今年五月から十二月まで、チュニスおよびマーストリヒトで断続的に開催する。EU憲法批准拒否の衝撃が欧州に広がりを見せつつある中、域内だけでなく、将来の拡大対象地域にもまたがって進められる政治およびメディア双方のイニシアチブの真価が問われている、と言うべきだろう。



党機関紙系列の弊害残る

存続問われる中国「都市報」

今や、「都市報」というジャンルは、中国新聞界ですっかり定着した感がある。最近では、新疆や内モンゴルなど、いわゆる西部・民族地区でも、都市報を名乗る新聞が続々生まれ、それなりに部数を伸ばしている。しかし、内実は編集、経営両面とも、大都市部の都市報とはかなり異なり、問題も多いようだ。

一九九〇年代後半に生まれたこの新聞は、『人民日報』や各都市の党機関紙が担ってきた朝刊総合紙の伝統イメージを刷新した。軟派ネタを写真付きで一面に大きく扱うなど大衆的な紙面作り、都市住民の生活感覚・価値観に合った街タネ、生活情報の提供などで、読者を獲得していった。多くはタブロイド判。スタンド売りだ。

有名などころでは、北京の『新京報』、成都の『華西都市報』など。全国に数十紙あると言われる。もともと、大都市、および沿海諸都市で確立した新聞の新ジャンルだが、先達の成功を見て、最近では、大都市部から沿海中小都市へ、そして民族自治区へと、都市報の創刊は広まりを見せている。二〇〇一年以降、政府が小規模地域紙や業界紙の統廃合もしくは経営形態の刷新を進めたこ

とも、新たに都市報を生む契機となったようだ。

民族自治区の都市報とは、例えば『西藏商報』(チベット自治区/四千百部)中国新聞年鑑二〇〇四年版による。以下同じ)、『北方新報』(内モン自治区/七万五千部)、『南国早報』(広西チワン族/二十八万部)、『新疆都市報』(新疆ウイグル自治区/不明)、『新消息報』(寧夏回族自治区/不明)など。

これら新聞は、形こそ大都市部の都市報と似ているが、内容は先行紙に及ぶべくもない。

例えばニュース性。朝刊であれば、掲載される記事が扱うニュースの多くは一日前に発生したのも、というのは中国でも常識だ。しかし、これら民族地区の新聞では、一日前ニュースの掲載率は半分に届くかどうか。『西藏商報』にいたっては二割程度である。広大で交通事情の悪い地区を抱えるという事情を差し引いても、都市報としてはいささか苦しい。

レイアウトの稚拙さを指摘する声もある。例えば『北方新報』の二〇〇四年一月二十日付では、十六ページの紙面のうち、娯楽記事が六、十二、十六ページに分散、国際関係記事も十、十三ページに分かれて掲載されている。

こうした事態が起きる背景としては、そもそも、都市報が党機関紙の系列紙(中国語で「子報」として生まれ、その「母子関係」が、不健全な形で長く残ることにあると思われる。人材は親会社からきたものが多く、新しい新聞

を作った経験がない。といつて、人材を広く集めようにも、利益はかなりの部分、親会社が吸い上げてしまうので、子報が自らを改革するための原資がなかなか残らないし、経営陣も親会社からの派遣者が多いから、そもそも改革の意欲に乏しい。

もう一つ。二〇〇一年以降、政府・共産党は新聞業界再編を目指して、小規模地域紙や、行政当局が発行に深く関与してきた新聞などに対して、統廃合や経営形態の刷新を進めてきたが、この指令自体も、質の低い都市報を地方に生む背景になったと考えられている。というのも、廃刊や経営形態の変更を求められた責任者が、とにかく「看板」だけすげ替えたようなケースがあるとみられるからだ。これは当局自体が認めていて、新聞出版総署の劉波・報刊司長が「都市報ばかりが乱立するのは資源の浪費だ。経済専門紙や旅行専門紙などへの変更もあり得る」などと述べている。

〔中国報業〕誌二〇〇一年第五期)。
それだけでなく、経済的基盤の弱い地区で、サブイバルの条件は厳しい。西部・民族地区の都市報が生き残るには、形だけの模倣をやめ、地に足の付いた紙面作りを模索していく必要があるようだ。

(今号は京華時報の劉国良記者が今年五月、中国新聞研究所のウェブサイトに掲載した記事を参考にした)

(木原 正博) 日本新聞教育文化財団

情報通信産業のシヨークースに 香港の有料放送市場を見る

上原伸元

(財団法人 国際通信経済研究所)

はじめに

一九九〇年代に東アジア地域において急速に普及した衛星放送やケーブルテレビは、これまで国営放送に代表される政府系メディアが支配的だった同地域の放送メディア市場の自由化を促進し、多チャンネル・有料放送市場の成立に大きく貢献した。

多チャンネル化によるウインドウの拡大は、コンテンツ(放送番組)の需要を刺激し、香港や台湾を中心に「哈日族(日本大好き族)」や「韓流」といった国境を越えたポップカルチャーのムーブメントを現出したことは記憶に新しいところである。しかし、近年の同地域における多チャンネル・有料放送市場をめぐる動きは、単なる多チャンネル・メディアの発展とコンテンツ需要の拡大という側面にとどまらず、情報通信産業全体の動きと連動している。

それを如実に示しているのが、香港の有料放送市場であり、同地域の有料放送市場の現状は、さながら香港の情報通信産業全体を凝縮したシヨークースの様相を呈している。

香港の放送メディア市場の現状

香港の有料放送市場の特徴は、単なる多チャンネルメディアとしてではなく、先進的なサービスのトライアルを可能とするテストベッドとしての位置付けと、外国企業にとっての中国大陸進出のポータルとしての役割にある。

政府がIT政策を推進していることもあり、情報通信インフラは非常に整備され、ブロードバンドの普及率では韓国に次いで世界第二位である。政策面では、欧州を規範とするハード・ソフト分離型の通信・放送制度が導入され、先進的なサービスをを行う際の制度的なボトルネックも比較的小さい。

(1) 地上テレビ放送の現状

商業放送については、無線電視(Television Broadcast: TVB)と亜洲電視(Asia Television: ATV)が、広東語と英語による各二チャンネルの放送を行っており、公共放送については、香港電台(Radio Television Hong Kong: RTHK)が送信設備を保有せずに、番組制作のみを行い、TVBとATVに放送を委託している。

る。

しかし、地上テレビ放送市場のプライムタイムにおける視聴シェアは、長年にわたってTVBが八割前後を占めており、実質的にはTVBの独占に近い状況である。従って、香港における有料放送サービスは、地上波において圧倒的な存在感を示すTVBのオルタナティブととらえることもできよう。

(2) 有料放送市場の現状

香港の有料放送市場は、九三年に有料放送免許を付与された香港ケーブルTV(Hong Kong Cable TV: HKCTV)の独占が続いてきたが、現在、香港政府は、「一九九八年テレビジョン放送政策(1998 Review of Television Policy)」に基づき、放送市場の自由化を進めている。

放送分野の規制監督機関である放送委員会(Broadcasting Authority)は、その一環として九九年十月に有料テレビ放送の新免許を募集し、二〇〇〇年十二月、香港ネットワークTV(Hong Kong Network TV Limited)・ギャラクシー(Galaxy Satellite Broadcasting Limited: Galaxy)・イエス・テレビジョン(Yes Television (Hong Kong) Limited/旧 Elmsdale Limited)・パシフィック・デジタルメディア(Pacific Digital Media (HK) Corp. Limited)の四社に新たに免許を付与したが、これらの事業者の中で現在もサービスを継続しているのはギャラクシーのみである*1。

有料放送市場における支配的事業者は、依然としてHKCTVであり、競争事業者はHKCTVに対して、いかにサービスの差別化を図るかが事業展開を行う上で重要な課題となっている。人口七百万人に満たない都市における加入者獲得競争は過熱せざるを得ないが、その一方でケーブルテレビの普及率は三〇%にすぎず、そこに新規参入をうかがう余地がある。

○五年六月現在、有料放送を提供しているのは、ケーブルテレビ事業者のHKCTV、衛星放送事業者のギャラクシー、通信事業者のパシフィック・センチュリー・サイバーワークス(Pacific Century Cyberworks: PCCW)と、香港ブロードバンド・ネットワーク(Hong Kong Broadband Network)の四社だが、これらはいずれも異なるネットワーク・インフラとビジネスモデルを軸に競争を展開しており、単に放送分野のみならず、通信分野も含めた香港の情報通信産業全体の状況を反映している。

*1 香港ネットワークTVは〇一年三月に撤退。イエス・テレビジョンは、〇二年二月にVODサービスを開始したが、経営不振から〇四年五月に撤退。パシフィック・デジタルメディアも、後にTVプラス(TV Plus(HK) Corp. Limited: TV Plus)に名称を変更し、〇二年二月に衛星放送を開始したが、経営不振から〇四年四月に撤退した。



香港ケーブルTV (HKCTV) の提供チャンネル

① HKCTV 香港有数のIT企業であるワーフ・グループ(Wharf Group)の傘下であり、九三年十月にケーブルテレビ・サービスを開始したHKCTVは、78チャンネルを提供しており、〇四年六月現在の加入者数は約六十七万人である。違法視聴が多く、その総数は約十万人に上るとみられるが、そのための対策としてデジタル化を推進している。多チャンネル・サービスのほか、ケーブルモデムも提供しており、それらに加え、電話サービスの提供を予定するなど、諸外国で一般的なトリプル・プレイ*2の実現を目指している。

② PCCW ③ギャラクシー
PCCWは、スターTVの創設者であるCharles Leeが新たに設立したIT関連企業が前身だが、二〇〇〇年八月にC&W香港テレコム(C&W Hong Kong Telecom)を買収し、香港における固定電話の支配的事業者となった。○三年九月にADSLを利用した22チャンネルの「NOW Broadband TV」を開始しているが、インターネット接続サービスである「Navigator」のアプリケーションの一つという位置付けの下、アラカルト方式のチャンネル・サービスを提供している。

③ギャラクシー

ギャラクシーは、TVB(四九%)と衛星通信事業者インテルサット(五一%)の合弁企業で、○四年二月に「eXTV」のサービス名で衛星放送を開始した。現在、33チャンネルを提供しており、TVBが提供するローカル番組の充実により、欧米のケーブル・ネットワークが主体の競争事業者との差別化を図っている。ただし、集合住宅が多い香港では、DTHよりもSMATV*3が主流であるため、各世帯へのリーチという点では競争上、不利な立場にある。将来的には、ハチソン・ワンポア(Hutchison Whampoa)とい

*2 主に有線網を利用するケーブルテレビ事業者などに見られるビジネス戦略で、多チャンネル、インターネット接続、電話サービスの三つをバンドル化したトータル・パッケージの提供を指す。

った大手通信事業者と提携を行い、通信回線を利用した番組配信を行うことで各世帯へのリーチを拡大する予定である。

④香港ブロードバンド・ネットワーク

香港ブロードバンド・ネットワーク (Hong Kong Broadband Network: HKBN) は、長距離通信サービスを提供しているシティ・テレコム (City Telecom) の子会社で、Metro Ethernet IP Network により、多チャンネル、インターネット接続、電話サービスを提供している。

ただし、サービスのバンドル化は行わず、競争事業者とのクロス契約を可能とするアラカルト方式によるサービスを提供している。番組内容も中国映画等のローカル番組が中心であり、地上波の補完メディアと位置付けており、現在、30チャンネルを提供している。

有料放送事業者をめぐる背景

人口七百万人にも満たない地域で四社が競合している香港の有料放送市場だが、当然のことながら有料放送サービスのみで利益を上げることは難しい。HKCTVを除けば、これらの事業者(親会社を含む)はいずれも有料放送以外に中核事業

*3 集合住宅が多い香港では、衛星放送の視聴に関して、直接受信のDTH (Direct-to-Home) より、SATV (Satellite Master Antenna Television) とした共同受信設備の利用が一般的である。

香港の有料放送加入者数の推移と予測

事業者名	事業区分	資本関係	2003年 12月	2004年 6月	2004年 12月
HKCTV	ケーブルテレビ	Wharf グループ	656,000	670,000	690,000
PCCW	通信事業者	PCCW グループ	205,000	300,000	450,000
Galaxy	衛星放送	TVB とインテルサットの合弁企業	0	5	20
HKBN	通信事業者	City Telecom 子会社	7	15	25

出所：TV International, 30 July 2004

分野を重視しており、「NOW Broadband TV」は、顧客獲得のための商品ラインナップの一つなのである。競争通信事業者であるHKBNは、その点をより明確にしており、同社の有料放送サービスは、同社が提供するブロードバンド・サービスのオプション・サービスのな位置付けとなっている。

また、地上放送の雄であるTVBが提供する「eXTV」は同社が保有する豊富なコンテンツ資産を活用するための新たなウインドウ戦略の一つと位置付けられている。

一方、こうした新規事業者による市場参入の結果、既存事業者のHKCTVは、従来の有料放送サービス中心の戦略から、ブロードバンド・サービスや音声電話を含む情報通信のプラットフォーム・サービスの構築へとビジネス戦略の見直しを行っていることは言うまでもない。

おわりに

ITの発展に伴うこうした有料放送市場の変容は香港のみが例外的なケースではない。デジタル化やブロードバンド化の進展と歩を合わせる形で、日本を含む諸外国においても、こうした状況が顕在化していくことは避けられないと思われる。

東アジア地域における情報通信サービスのトラアル市場である香港は、それを先取りしているだけに、香港のケースが示す課題と方向性を今後注目していきたい。

を持つ事業者であり、有料放送サービスはこれらの中核事業のさらなる拡大を実現するためのツールの一つとなっている。

固定電話分野における支配的事業者であるPCCWは、次世代の中核事業としてブロードバンド

ウェブの「簡単な書き込み」も著作物

マスメディア関連の裁判を見る (12)

原審、東京地裁 平成一三年(ワ)第二二〇六六号
 著作権侵害差止等請求事件、判例時報一七九二号、▽控訴、付帯控訴審東
 京高裁 平成一四年(ネ)二八八七号、同(ネ)四五八〇号

佐藤 英雄

ウェブ上の著作権の争いは後を絶たない。掲示板に書き込まれた文章を、本にして発行した著作権侵害訴訟で、東京地裁が平成十四年四月十五日、この本の出版、販売の差し止めと総額百三万九千百円の損害賠償を認めた「ホテル・ジャンキーズ事件」は、その中の先例である。匿名記事の創作性が争点で、同地裁は、各記事ごとに創作性のある部分とない部分を厳格に区別して判決を言い渡した。東京高裁の控訴審(平成十四年十月二十九日判決)は、記事を部分的に判断するのは誤りで、表現者の個性が何らかの形で発揮されていれば足りるとして、損害の認容額を三万二千九百円追加し、決着した。

書き込みはホテル、レストランの紹介

原告は「まつの」「にゃんこ」「ミモザ」「どきん」などのハンドル・ネームで、ホームページの掲示板「サロン・ドウ・ホテル・ジャンキーズ」に投稿したAさんら十一人。被告は「ホテル・ジャンキーズ・クラブ」の名でホテル愛好者の親睦(しんぼく)と情

報交換のための会員組織や掲示板のあるホームページを運営し、掲示板の投稿を文庫本「世界極上ホテル術」として発行した榎森拓之事務所と、文庫本の筆者で同事務所取締役のジャーナリストBさん、それに出版した榎光文社の三者。

被告事務所とBさんらは、「掲示板に書き込まれた文章は、ホテルと観光に関する質問とその回答で、事実の報告または感想にすぎず、思想または感情を表現したということはできない。また、その表現もありふれた平凡なものであり、創作性は極めて乏しい」などと主張した。

一審の裁判所が認定した事実関係によると、同掲示板に投稿した原告の文章は、実際に旅行をして国内や海外のホテルを利用した経験に基づいた自由な意見、感想、知識など。その内容はさまざまであるが、主として、①自己が計画する旅行先や予定を示してホテル、レストランおよび見学先等に関して、役に立つ情報の提供を求めるものや、②このような質問に対して、自己の体験や間

接的に見聞きした有用情報を回答するものが多
 い。ホテルについての情報では、ホテルの客室の
 状況、サービスの内容とその質および立地条件な
 らびにそれに対する評価、感想等が、また、レス
 トランについての情報としては、料理やサービスの
 内容や質問と、それに対する評価、感想等が、
 その他の情報としては、交通手段に関する情報な
 どが、飾らない口語体で記述されている。

創作性ない部分外して損害認定

被告らは、原告各記述が、「質問または回答と
 組み合わせられて初めて価値が生ずるものであり、
 単独では価値がない、匿名で書き込みをした者
 は、その文章に責任を負うことはないのであるか
 ら著作権を認める合理性はない」などと主張し
 た。一審の東京地裁は、「言語の作品について、
 情報としての価値があるか否かは、思想及び感情
 の創作的表現であるか否かの判断に影響を与える
 ものということはできない。また、匿名による著
 作物の公表であっても、著作物性を肯定する妨げ
 にならないことは、著作権法上明らか(注11法一
 九条の氏名表示権)であるから、同被告の主張は
 ともに失当である」とした。

しかし、原告各記述部分のうち、①文章が比較
 的短く、表現方法に創意工夫をする余地がないも
 の②ただ単に事実を説明、紹介したものであつ
 て、他の表現が想定できないもの③具体的な表現
 が極めてありふれたものは、筆者の個性が発揮さ
 れていない、として創作性を否定した。

損害額の認定は、原告が書いた文章の中で、裁
判所が創作性を否定した個所の文章を除いて算出
した。同文庫本は、三百八十八冊で、原告記事が
占める割合は、一人当たり最高三・四％、最低
〇・一％。これを光文社が支払った文章部分の著
作権料百十万円から百四十万円を基準に算定し、
一人当たり最高十三万七千四百円から最低五万二
千二百円を損害額と認定した。

事実の切れ端に創作性なしと主張

被告の榊森拓之事務所とBさんは、一審判決の
取り消しを求めて控訴（榊光文社控訴せず一審判
決が確定）。「インターネット上での発言は、出版
物などに定着された著作権法が予定している従来
の著作物と同一に考えることができない」などと
主張をした。

また、原判決は、原告各記述部分のうち、「年
明けに母と二人でNYに行くことになりました」
の記述には創作性がないとして著作物性を否定し
たのに対し、「予算は限られています。母にな
るべく快適な滞在を楽しんでもらいたいです。ア
ドバイスよろしく願います」の記述には
創作性を認めた。しかし、この二つの文には、創
作性の面で違いを認めることができない。前者の
表現に創作性がないのは、表現が平凡でありふれ
たものであるばかりでなく、それが単に事実の切
れ端を述べたにすぎないものであるからであり、
そのことは後者の表現も同じである。単なる事実
や思想の切れ端を書き散らした表現には、何ら保

護すべき思想も感情も含まれていないというべき
であり、「相当程度にまとまった独自の思想や感
情に基づく獨創性」があるとは言えない。

このほか、原告各記述部分は、いずれも、「〇
〇ホテルの××がおいしい」「△△ホテルの□□
が雰囲気がい」などといった、事実の切れ端や
感想の切れ端の記述にすぎない。それらは何かま
とまった意見を述べたものでも、まとまった感想
を述べたものでもないから、創作性を認めるべき
ではないなどとした。

原審は判断手法に問題ありと高裁

高裁の判断は、「創作性の程度は、正確な客観
的判定には極めてなじみにくいものであるから、
必要な程度に達しているか否かにつき、判断者に
よって判断が分かれ、結論が恣意的になる恐れが
大きい。このような点を考慮するならば、著作物
性が認められるための創作性の要件は厳格に解釈
すべきではなく、むしろ、表現者の個性が何らか
の形で発揮されていれば足りるという程度に緩やか
かに解釈し、具体的な著作物性の判断に当たって
は、決まり文句による時候のあいさつなど、創作
性がないことが明らかである場合を除いては、著
作物性を認める方向で判断するのが相当である」と
とした上、原判決は、「一部分が省略された形で
転載されているため、転載された部分ごとに分け
て、それぞれ著作物性を判断し、一部分につきそ
の著作物性を否定した原審は、その判断手法自体
に問題がある」「原告各記述は、一個の記述全体

としてみたとき、いずれも記述者の個性が発揮さ
れていると評価することができるから、これに対
しては、著作物性を認めるのが相当」で、「いわ
ゆるデッドコピーに近いものである」として原審
の判断を退けた。

転載承諾の困難はネットに限らない

一方、ウェブ上の掲示板への書き込みの著作物
性について、控訴人らは、①書き込みは全世界に
おいて毎秒単位で膨大な数で、しかも、随意に消
去されているため、その内容を把握することが困
難であること②利用するために、書き込みをした
者の承諾を得ようとしても、多くの場合匿名で、
連絡をすることが困難であることから、承諾手続
が必要となるとウェブ上の情報の利用が制約さ
れることとなり、ひいてはインターネットの発展
を阻害することになること③書き込みは、多くの
場合対価が得られないような程度の内容のものが
大部分であること等の実情にかんがみると、ウェ
ブ上の掲示板への書き込みの著作物性の判断に当
たっては、従来の情報伝達手段におけるより厳格
な基準によるべきであり、具体的には「何らかの
評価、意見」や「何らかの個性」があるだけでは
足りず、「相当程度にまとまった独自の思想また
は感情に基づく獨創性が表現されている」ことを
必要とする」と主張した。

同高裁は、これに対し、「膨大な表現行為が行
われているため全容の把握が困難であること、匿
名で行われた場合に表現者の承諾を得るのが困難

であること、対価が得られないような程度の内容の表現行為が多く見られることは、ウェブ上の書き込みに限られず、他の分野での表現についても言えることであるから、これらの事情は、ウェブ上の書き込みの著作物性の判断基準を他の表現についてよりも厳格に解釈することの根拠とすることはできない」とした。

一方、控訴人らは、ウェブ上の書き込みについて、承諾を必要とする範囲を広く解すると、ウェブ上の情報の利用を制約することになり、ひいてはインターネットの発展を阻害することになると主張した。

これに対しても、「書き込みについて、その利用の承諾を得ることが全く不可能というわけではない。また、承諾を得られない場合であっても、創作性の程度が低いものについては、多くの場合、表現に多少手を加えることにより、容易に複製権侵害を回避することができる場合が多いと考えられるから、そのようなものについても著作物性を認め、少なくともそのままいわゆるデッドコピーをすることは許されないと解したとしても、そのことが、インターネットの利用、発展の妨げとなると解することはできない」というべきである」として採用しなかった。

文中の事実を切り離しても意味はない

【あと書き】一審判決で、著作物性が否定されたのは、①文章が比較的短く、表現方法に創意工夫する余地がないもの②ただ単に事実を説明、紹

介したものであつて他の表現が想定できないもの③具体的な表現が極めてありふれたもの、として筆者の個性が発揮されていないから、創作性を否定すべきである、として三十カ所余りを例示した。参考に、その一カ所(百八十六頁)を取り上げると、

「シンガポールのどきんです。こちらの日本語ラジオでベトナムリゾートの特集をしていました。ベトナムにはホーチミン経由で入り、ホーチミンと左記のリゾートを組み合わせるとシテイ&リゾートが楽しめるでしょう、とのこと。話題が上がったホテルは以下の通りです。

傍線部分が「ただ単に事実を説明、紹介したもので創作性がないとされた。」
これを、新聞記事に置き換えてみよう。一面で掲載された事故の本記を受けた社会面の雑観記事を、リード部分の日時、場所等は、「事実を説明、紹介したもの」とし、続く現場雑観と切り離し、非著作物と著作物に分けて評価できるだろうか。これは、かなり非現実的な評価方法であることが分かる。

「創作性を個々の記述ごとに検討しなければならぬ必然性はない」とするのは、井奈波明子弁護士で、著作権法学会の判例研究の中で、「著作物の表現はいろいろな要素に分解できる。言語の著作物の場合、単語、文節、文章、パラグラフ、節、章、小説全体という単位で表現をとらえることが可能である。文章ごとで見れば創作性がある

かどうか疑問となる場合であつても、パラグラフ・節・章などの単位でみれば創作性があることに疑いをいれない場合もある。また、一文一文はありふれた表現であつても、それらによつて組み立てられた小説全体(ストーリー)に個性があれば創作性のある著作物たりうる」(著作権研究 No.30、「ホテルジャンキーズ事件」著作権法学会刊)とする。

ウェブ上の「掲示板」は、匿名ということもあつて、さまざまな問題を抱える。著作権の問題としては、筆者不明のまま本人の了解を取らないで転載する今回の例が典型的であろう。その中でベストセラーになった「電車男」(中野独人著、新潮社刊)は、先例を教訓としたのか、巻末で、「2ちゃんねる上における各投稿者の著作権自体は放棄されていませんが、一次作者の特定及び証明が困難であること、ネット上の匿名共有リソースであり、基本的に連絡先不明の投稿であることから、著作隣接権者である2ちゃんねるに許諾を得ることで使用しています」と、ことわり書きをしている。映画化の話もあるが、これは別媒体であり、別途の手当てが必要になるう。

巻末の断り書きの中で、2ちゃんねるを著作隣接権者に行っているが、これは実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者の四者に与えられている権利であつて、電子掲示板運営者・管理者やインターネット・サービス・プロバイダーには、その権利がない。(朝日新聞社社友)

メディア談話室

ベール脱いだ匿名の情報源

藤田博司

「デイープ・スロート」の正体は連邦捜査局(FBI)の副長官だった。『ワシントン・ポスト』の若い二人の記者に情報を漏らし、ニクソン・ホワイトハウスの不正を追及するのを助けた匿名の情報源が、三十三年ぶりに覆面を脱いだ。彼の助けがなかったなら『ポスト』のウォーターゲート事件報道はもつと時間がかかっただろう。もしかすると、ニクソン大統領が辞任に追い込まれることもなかったかもしれない。その意味で「デイープ・スロート」は米国現代政治の行方を決めた究極の匿名情報源と言えるだろう。

もし今の事件なら

米国のメディアは久しぶりに、ウォーターゲート事件を振り返ってひとしきりさまざまな記事や番組を伝えていた。その中で『ナショナル・ジャーナル』誌(六月三日号)と『ニューズウィーク』誌(六月十三日号)に載った二つのコラムが面白かった。二つのコラムは、もしウォーターゲート事件が今の時代に起きていたら、事態はどの

ような展開を見せたかを、それぞれに推測したものであった。

結論はいずれも、大統領の辞任という事態には発展しなかったのではないかと、というところに落ち着いている。一九七〇年代と三十年後の二十一世紀初頭の政治状況の違い、メディア環境の違いが、恐らく『ポスト』の二人のジャーナリストによる権力の不正追及を阻んだのではないかとの方である。

『ナショナル・ジャーナル』のウォーレン・ヴァーアーズは、二つの時代のメディア環境の違いを重視する。七〇年代にはまだ、この種の事件に時間と人手を掛けて取り組む余裕があった。いたずらに速報を競うのではなく、十分に検証し注意深く書かれた記事が読者に届けられた。大衆の関心が薄れても報道すべきことを報道する姿勢がメディアにはあった。

今はインターネットやトーク・ラジオ、ケーブル・テレビなど、ありとあらゆるメディアを使っ

て当事者による情報操作が行われる。ブログが情報の混乱に拍車を掛け、メディアは左右双方から偏向しているとの激しい攻撃を浴びるに違いない。そして事件は、ほどなく忘れっぽいメディアや読者の記憶から薄れていく。となれば、新聞が現職大統領を辞任にまで追い詰めることなど、到底できそうにない。

強い保守派の圧力

『ニューズウィーク』のジョナサン・オルターは、大統領辞任がない最大の理由として、フォックス・ニュースなどの保守派メディアの台頭を挙げている。『ポスト』の若い記者がホワイトハウスに疑惑を投げ掛ける記事を書いても、これら保守派のメディアやブログは、寄ってたかって『ポスト』の報道をつぶしにかかるだろう。政府は『ポスト』の若い記者を喚問し、匿名の情報源が誰であるか証言させようとする。記者がこれを拒否すると、裁判所は法廷侮辱で記者を投獄させしかなれない。そんな空気が今の米社会にはみなぎつている。

フォックス・ニュースの会長ロジャー・エイルズ(かつてレーガン、ブッシュ大統領の下でメディア担当顧問を務めたことがある)は、「ウォーターゲート」という言葉をニュース報道のなかで使うことすら禁止する。代わって「大統領への攻撃」がテレビのロゴに使われる。オルターはジョークとして書いたのだが、現実のフォックス・ニュースはたちまちオルターに個人攻撃を加えるこ

とで、このコラムに応えた。自分たちを批判するものに対して「保守派メディア」がどんな動きをするか、問わず語りに示している(個人攻撃についてはオルターがブログ・サイト「ハフィントン・レポート」で報告している)。

メディア環境の変化も、米国の政治・社会の保守化もすべてメディアの責任というわけではない。しかしウォーターゲートと同じような事件が起きたとき、現在のメディアが権力者の不正を十分に追及できないとすれば、民主主義の足元が確実に危うくなる。新しいメディア環境の下では、ますます伝統的ジャーナリズムの役割が重要になる。

匿名情報源の見直しも

「デイープ・スロート」は、場合によっては匿名の情報源の存在がメディアによる真相解明に欠かせないことを改めて印象付けた。が、折から米国のジャーナリズムは、できるだけ匿名の情報源に頼らない報道を目指そうとしているときでもある。

ここ数年、米国の有力紙で記者の記事盗用や捏造などの不祥事が相次いだ。その多くが匿名の情報源を隠れ蓑にしたものだった。若いジェーン・ブレア記者による常習的な盗用、捏造が発覚した『ニューヨーク・タイムズ』では昨年、報道基準を見直して匿名の情報源の扱いを厳しくする指針を作成した。『ワシントン・ポスト』をはじめ、他の新聞や放送でも同じような動きが続いて

いる。

AP通信が加盟社を対象に行ったアンケート調査では、回答した四百九十一紙のうち百三紙が匿名の情報源を一切認めていないと答えている。条件付きで認めている他の新聞でも、匿名の情報源に依存するのは最小限にとどめているという(『アリゾナ・デリー・スター』六月九日電子版)。

実際問題として、ニュース報道から匿名の情報源を完全に排除することには無理があるし、排除していい結果が得られるとは思えない。「デイープ・スロート」のような情報源がなければ、権力の中核の不正を暴くことは不可能に近い。

それでも米国のジャーナリズムがいま改めて匿名の情報源の扱いを見直しているのは、高まるメディアに対する不信に対処するためである。情報源をできるだけ明らかにし、報道の透明性を高めることが、メディアへの信頼回復に役立つと考えているからである。

あいまいな日本の扱い

情報源を明示することは、情報を提供する側にもされる側にも、より大きな責任を担わせ、情報の内容の正確さを担保することにつながる。情報源が明示されていれば、読者、視聴者にとって情報の価値を判断する手掛かりにもなる。情報源を伏せた報道は、情報を持つ側の恣意的な情報操作に利用されやすい。

皮肉なことに、現在のブッシュ政権も匿名の情報源を追放することに賛意を示している。ただホワイトハウスの思惑は、メディアの信頼回復を支持するのは全く別のところにある。政権としては、公式の発言以外にメディアに余計な情報が漏れることを抑えようとしているにすぎない。

ブッシュ政権のご都合主義はさておき、メディアが匿名の情報源を厳しく制限すること、必要とあればその活用を認めることとは相いれないことではない。むしろ普段、できる限り情報源の明示に努めることで、いざというとき「デイープ・スロート」に頼る報道に、より大きな信頼を寄せようということができる。

日本ではいまだに、匿名の情報源の扱いについてルールらしいルールが確立されていない。匿名どころか、情報源のかけらさえも示していないニュース報道が新聞にはあふれている。記者も編集者も、情報源の扱いについてあまり頓着している様子がない。頓着しなくても、読者、視聴者は新聞のニュース報道に十分な信頼を置いてくれると安心して見るように見える。

匿名の情報源をめぐる米国の取り組みは、ジャーナリズムへの信頼を取り戻し、ジャーナリズムの向上を図る現場の努力の表れである。しかし日本のジャーナリズムの現場には、匿名の情報源がはらむ問題を深刻に意識している様子はいかたがえはない。日本のジャーナリズムも、米国と同様の不祥事に全く無縁というわけではないと思われるのだが。

(早稲田大学客員教授)

プレスウォッチング

A級戦犯合祀がネック 首相の靖国参拝「自肅論」高まる

小泉純一郎首相の「靖国神社参拝」をめぐる日

中関係の険悪化は、放置できない状況である。そこで先月号に続き同じテーマを取り上げるが、再検証に先立ち「靖国神社」の予備知識を整理しておく、戊辰戦争での官軍の戦死者を弔うため、明治二年「東京招魂社」が創建され、十年後に「靖国神社」と改称された。幕末の志士、吉田松陰や坂本龍馬らも合祀されているが、西南戦争の賊軍・西郷隆盛は祀られていない。「靖国の神」は、国のために戦死・戦病死した二百四十六万六千五百三十二柱。東郷平八郎や乃木希典は戦死者でないため合祀の対象ではない。本稿を書くに当たって、神社側に確認したところ、各戦死者名は「霊璽簿」に記帳して保管（非公開）し、「二百四十六万柱の御霊を『一座』として本殿に祀っている」という。いわゆる「御神体」は靖国にはなく、鏡だけが飾ってあるシンプルな神殿である。所管省庁から神社へ送られてきた戦死者名を「霊璽簿」に記載することによって祭神となる。太平洋戦争敗北までの累計が二百四十六万柱に達した

わけで、そこには戦前日本人だった台湾人二千七百七十余柱・朝鮮人二千二百余柱も含まれている。

日本古来からの神道とは趣を異にした、天皇親政下の「国家神道」——そのシンボルが「靖国神社」である。「神社の在り方が国際問題に発展したのは不思議なことだが、深刻な対立の根っこに、「A級戦犯合祀」があることは明らかで、小泉首相の不用意な発言や行動が中・韓両国の怒りを増幅させてしまった。

首相の軽率な発言が反発招く

小泉首相は二〇〇一年政権の座に就いてから、『公約』の靖国参拝を毎年強行してきた。参拝の都度日中関係は悪化し、首脳相互訪問を凍結せざるを得ない事態に陥っている。それなのに、小泉首相は「他国が内政干渉するのはおかしい」「心ならずも戦没された方々に哀悼の意をささげる参拝で、A級戦犯のためではない」「罪を憎んで人を憎まず」とは、孔子の言葉だなどと平然と答えるのみで、靖国問題の背景を考へることをかたくなに拒否している。特に「罪を憎んで……」とは、全く的外れな引用。加害者（日本）が被害者（中国）に向かって吐く言葉ではない。しかも、この言葉は「孔子ではなく、九代目・孔鮒の言葉」という。古典や警句の「つまみ食い」で相手をけむに巻く小泉流話術は噴飯ものである。こんな独り善がりの小泉政治に、外国メディアも「落としどころなき、日中のすれ違い」（ニュースウィーク6・8号）などとあきれ顔だ。そも

そもA級戦犯十四人が合祀されたのは、サンフランシスコ講和条約発効から四半世紀後の一九七八年。関係者だけの判断で「祭神」に潜り込ませていたことが後日判明、このため天皇陛下参拝を取りやめたことは周知の事実である。六十年前の敗戦時を振り返れば、日本は東京裁判を受け入れてサンフランシスコ講和条約に調印、国連にも加盟して国際社会に復帰したのである。この事実を世界共通の「歴史認識」と言っている。

「小泉首相はアジアに向かって一九九五年の村山首相談話を引用するだけ。靖国参拝に関して『他の国が干渉すべきでない』と語る。戦死者を祀る靖国神社に行つてなぜ悪いという。A級戦犯といわれる人たちは、戦時の国家指導者として政治的責任をとるべきなのです。（A級戦犯を合祀したままで）『靖国参拝がなぜ悪い』という、その論理は、日本国内でしか通用しない。アジアに通用する論理で語らず、『東アジア共同体』といつてみても、成立しないでしょう」と、松本健一氏が喝破している通りだ（朝日5・26朝刊）。

首相のかたくなな姿勢を心配している折、森岡正宏厚生労働政務官の暴言（5・26自民党代議士会）には驚かされた。「極東国際軍事裁判は、平和や人道に対する罪を勝手に占領軍が作った一方的な裁判だ。A級戦犯は罪人ではない」と息巻いたのだ。言語道断な発言を不問に付した政府の態度には、国際条約軽視の姿勢が透けて見える。小泉首相は昨年十一月チリで会談した胡錦涛中

国主席の追及に対して、「今後の靖国参拝は適切に処理する」と述べて理解を求めたものの、その後「内政干渉するな」との居丈高な言動が目立つ。この四月ジャカルタで両首脳が会った際も、「適切に処理する」の繰り返し。このため胡主席

から「行動で示してほしい」と突っ込まれ、全く実りない接触に終わった。六月二日の衆院予算委でも「いつ靖国に行くかは適切に判断する」とおうむ返しに答えるばかり。ただ、岡田克也民主党代表の執ような追及に、「東京裁判で（A級戦犯は）戦争犯罪人と指定されており、その点は受諾している」と答弁せざるを得なかった。

読売が「国立追悼施設を」と訴える

事態を憂慮した中曽根康弘元首相は六月三日の講演会で「（A級戦犯を）分祀するのが一番いいが、時間がかかる。ならば参拝をやめるのも一つの立派な決断だ」と述べ、首相に参拝中止を促した。河野洋平衆院議長も首相経験者八人の意見を集約した上で、七日に首相を訪ね「こういう状況の中で、慎重の上にも慎重に考えるべきだ」と自粛を求めている。首相は河野氏に「よく分かった」と答えたというが、その後記者団には「適切に判断する」としか、今は言わない方がいいと思います」との弁明を繰り返すだけ。森喜朗前首相も十日の講演で「自分の気持ちと国家の命運のどちらを優先させるべきかだ。日本の将来がどうなるかという問題だ」と述べ、自粛を言外におわせている。首相が参拝強行のよりどころとした日本

遺族会（古賀誠会長）までが十一日の幹事会で「参拝はありがたいが、英霊が静かに休まることが大事だ。近隣諸国に配慮し、理解してもらうことが必要だ」との見解を突き付けるに至っている。

朝日・毎日・東京が「首相参拝の自粛」を主張していたのに比べ、読売の論調に曖昧さを感じていたが、六月四日「国立追悼施設の建立を急げ」と題する一本社説を掲げて旗幟を鮮明にしたことが注目される。「小泉首相は、いわゆるA級戦犯について『戦争犯罪人であるという認識をしている』（6・2衆院予算委）と述べた。『犯罪人』として認識しているのであれば、『A級戦犯』が合祀されている靖国神社に、参拝すべきではない。……靖国神社が神道の教義上『分祀』は不可能と言っているのであれば、『問題解決』には、やはり、無宗教の国立追悼施設を建立するしかない」と言い切ったのだ。理解されやすい常識論と思えるが、産経が七日の主張欄ですかさず取り上げ、「最近、朝日新聞だけでなく、保守主義を基調とする読売新聞までが『国立追悼施設の建立を急げ』とする社説を掲げた。……首相の靖国参拝について『他国の干渉によって決めることではない』とした読売の論調（5・25社説）は、どこへ行ってもまったのらうか」と批判したのも異常な反応だ。自国の歴史認識に明らか過ぎた場合、他国からの指摘を「内政干渉」と一方的に退けることはできない。そもそも侵略戦争こそ究極の内

政干渉ではないか。被害国には戦争の歴史の評価に対して異議を申し立てる権利があり、それを抜きにして共通の「歴史認識」を得られるはずがない。特に靖国問題では、「A級戦犯合祀」をあいまいに処理したままで乗り切ろうとした日本側に「歴史認識の欠如」があったわけで、開き直って「内政不干渉」と言い張れる道理はなからう。

「小泉首相がA級戦犯の合祀された靖国神社に参拝することで、日本政府が村山総理談話に示された政策を変更したかの印象を生んだ。一方、官房長官の私的懇談会は、小泉政権下、靖国に代わる無宗教の国立慰霊施設の建立を提言している。今首相のなすべきことは、アジア・アフリカ会議における演説を踏まえ、靖国参拝をやめ、新しい国立慰霊施設の建立を決定し、胡锦涛主席来日の際には参拝してもらうことである」という白石隆氏（政策研究大学院大学副学長）の指摘（読売5・29朝刊）に、難問解決のカギがあると思う。「あの戦争は正しかった」、少なくとも「それほど悪くはなかった」。十五年戦争の正当化または美化——これは世界の大部分の国で今や常識とされている歴史観の裏返しである。この「歴史意識」は中国のみならず日本自身を含めてのアジアの未来を脅かすだろう。……靖国神社は戦争で死んだ軍人・軍属を祀るばかりでなく、戦争を解釈するから、首相の参拝が国際的意味をもつのである」（加藤周一「朝日5・23夕刊」……。「憂国の具申」である。（池田 龍夫「ジャーナリスト」）

放送時評

際立つTV広告の伸び

在京5社そろって増収

3局でスポット広告が2ケタ増

在京民放テレビ五社の二〇〇四年度連結決算が出そろっている。デジタル化投資、新社屋建設、年金制度改正などの影響で前年度比減益となった社は三社を数えるが、景気回復、アテネ五輪効果などの追い風で五社ずらり増収。以下の数字になる。売上高の順に書く、単位・億円。カッコ内前年度比増減率。

〔売上高〕 フジテレビ四七六七（四・六％増）、日本テレビ三五六七（八・九％増）、TBS三〇一七（二・三％増）、テレビ朝日二四二〇（一・〇％増）、テレビ東京二一八〇（八・〇％増）〔経常利益〕 フジテレビ四四四（二・四％減）、日本テレビ三五五（三・三％減）、TBS二一九（八・〇％減）、テレビ朝日一三五（二・三〇・六％増）、テレビ東京五五（四四・五％増）

電通調査による〇四年の広告費は新聞微増、ラジオ、雑誌は減少となっているだけに、「テレビ独人勝ち」という印象であり、テレビ広告の増勢は目覚ましい。「景気が本当によくなっているの

であれば他メディアの広告収入も上がるわけ。これでは、とにかくテレビが強い」ということで、広告主のテレビ偏重は際立っている。「ライブドアの堀江貴文社長がネット、ネットと言いながらニッポン放送買収をてこにしてフジテレビを狙ったのも、真意はその辺」と専門家は言う。

五社の放送本体、CM収入を並べてみる。〔タイム〕 フジテレビ一五五九（二・四％増）、日本テレビ一四八六（〇・一％減）、TBS一七九（〇・三％増）、テレビ朝日九一八（三・四％増）、テレビ東京六一六（六・四％増）

〔スポット〕 フジテレビ一四〇六（二・三・三％増）、日本テレビ二二〇一（二・六％増）、TBS一〇三五（二・四％増）、テレビ朝日九八三（一五・九％増）、テレビ東京二七九（二・一・四％増）

注目されるのはスポット広告。「大砲を撃ち合うタイムよりも機関銃で弾丸をばらまくスポットが有利、という消費戦争の戦術がますます表面化してきた。制作費は要らない。視聴率が上がるほどたくさん売れるわけで、視聴率三冠王を日テレから奪取したフジ、サッカーW杯中継を独占して視聴率全体を押し上げたテレ朝、編成の妙を見せ、料金を割安なテレ東。この三局のスポット収入二ケタ増は、「視聴率こそお金という民放界の信仰」を裏書きする」と、広告業界は口をそろえる。

〇四年度に全日視聴率が開局以来最高の七・八％となり、TBSを抜いて三位となった。テレビ

朝日のスポット収入は過去最高。前年度から百三十五億円も増えた。視聴率ナンバーワンとなったフジテレビも百六十五億円の増加。両局合わせると三百億円になり、五局全体の伸び四百億円の大半を「山分け」した格好。テレビ朝日ではスポットがタイムを上回っている。

放送本体以外の事業収入にも各社懸命。知恵の出どころであり、発想・企画、実行力、人材の総合がものを言い、「連結経営」という形でデジタル化時代に対応することが突き付けられているからである。映画、DVD、イベントなどなど、通信分野への参入もこれからの大きな道。

WOWWの営業収入は前期比三・七％増の六百三十九億円。経常利益は、前期二億七千万円の赤字から二十六億六千万円の黒字に転換した。新規加入者増、デジタル加入者増、加入コストの減少が原因。東京唯一のU局である東京MXテレビは営業収入六十億二千万円で経常利益は八千万円の黒字。三年連続の黒字は結構であり、官公庁依存の方針を変え、「民間売り上げ」に努め、増やしたためという。ようやく民放らしくなったとしてよいだろう。

日テレ、TV朝日で新体制

激化一途の商戦に対応すべく、日本テレビとテレビ朝日では六月の株主総会を経て新しいトップ人事を決めた。

日本テレビでは新社長に久保伸太郎常務が昇格し、氏家齊一郎会長は新設の取締役会議長、間部

耕華社長は相談役。三氏とも代表権を持つが、氏家、間部両氏はグループ企業全体を監理する立場となり、「氏家氏が経営の最高責任をとることに変わりはない」とされる。

テレビ朝日では、広瀬道貞社長が代表権のある会長となり、後任社長は朝日新聞社から君和田正夫専務の「天下り」。恒例のパターンだが、広瀬社長は「君和田氏は朝日新聞のナンバー2。経済部出身で財界に顔が利き、電波担当の経験もあつて、すぐにでも役に立つ人」と強調する。

それはそうとしても、視聴率レースでTBSを抜き、好調な年度決算を出した広瀬社長が代表取締役会長となつてテレビ朝日に君臨することは注目されよう。ライブドアの猛攻をしのいでニッポン放送の子会社化に成功し、フジテレビの社稷を守つた日枝久会長、村上光一社長の留任人事をにらみ、日本テレビ・氏家、テレビ朝日・広瀬というリーダーシップの存続は注目に値する。

なお、フジテレビによるニッポン放送の完全子会社化により、ニッポン放送・亀沼昭信社長は取締役相談役に退き、後任社長には磯原裕専務が昇格した。

向田賞に最年少の大森美香氏

今年も放送番組コンテストの季節に入るが、先陣を切つて放送文化基金の「第31回放送文化基金賞」が決まり、六月二十四日贈賞式が行われた。昨年四月一日からの〇四年度が対象、列記する。

〔テレビドキュメンタリー番組〕

本賞(二百万円) 〓 NHK 広島「復興しヒロシマ・原子野から立ち上がった人々」
優秀賞 〓 該当なし

番組賞(五十万円) 〓 NHK 松山「四万十川

驚異の汽水域」、NHK「トラック・列島3万キロ時間を追う男たち」。NHK長崎「体いっぱい原爆を語りつく」、中部日本放送「山小屋カレ1〜2004秋篇」、中京テレビ「見過されたシグナル 検証 高速道路トラック事故」

〔テレビドラマ〕

本賞(二百万円) 〓 テレビ朝日「皆なき者」
優秀賞(百万円) 〓 日本テレビ「ウーマンズ・ビート ドラマスペシャル 溺れる人」

番組賞(五十万円) 〓 NHK「司法大改革 あなたは人を裁けますか・ドラマ編」。日本テレビ「向田邦子新春ドラマスペシャル 冬の運動会」
〔ラジオ番組〕

本賞(二百万円) 〓 NHK「FMシアター シリーズ・ベトナムの現代文学 戦争の悲しみ」、
優秀賞(百万円) 〓 宮崎放送「チンドン降臨 〓 神話の里 高千穂からの報告」

番組賞(五十万円) 〓 北海道放送「熊本杏里の朝の夜ふかしスペシャル あなたと歌いたい」、
北日本放送「Thanks a lot, to Yutaka Ozaki」
〓 音楽プロデューサー須藤晃 13年目の告白」

〔個別分野〕(三十万円)

出演者賞 〓 篠原涼子、役所広司。ほか制作スタッフに対し、映像賞がNHK「四万十川」の五

氏、制作賞がNHK「トラック・列島3万キロ」の三氏、音響効果賞が「FMシアター」の一氏。計三件

〔個人・グループ部門〕(各五十万円)。

「放送文化」 〓 赤井朱美(石川テレビ・ディレクター)、FMながおか(新潟県長岡市)とエフエム雪国(新潟県南魚沼市)、NHK神戸・大阪両放送局「震災10年プロジェクト」、NHK「難問解決ノ近所の底力」制作班

「放送技術」 〓 NHK「5倍速ハイビジョンハイスピードカメラ開発グループ」、同「TVM研究開発チーム」、読売テレビ「音声チェック開発グループ」、フジテレビ・関克哉(モーションコントロールカメラシステムの開発・運用)

それからもう一つ、〇四年度「向田邦子賞」はフジテレビ一月放送の「不機嫌なジーン」を書いた大森美香さんに決定、五月二十四日特製万年筆と賞金三百万円が贈賞された。向田邦子さんが亡くなられた直後に設けられた「テレビドラマ作家だけに与えられる」この賞も、数えて今年で第二十三回。向田邦子賞委員会と東京ニュース通信社の共催で、選考委員には山田太一、早坂暁、市川

森一、池端俊策、筒井ともみ氏らが並ぶ。大森さんは受賞者で最年少の三十三歳。バラエティー番組に押しまわられて不振のテレビドラマだが、この人のシャープで斬新なオリジナリティーに期待する向きは多い。

(大森 幸男 〓 放送評論家)



新体制に批判的なロシア系

ラトビアの新聞事情

エストニア、リトアニアとともに「バルト三国」の一国として二〇〇四年五月一日にEUへの加盟を果たしたラトビアは、旧ソ連系の人口が四割ほどを占める。このため一九九〇年の独立宣言後十五年たった今日でも、五十年にわたるソ連支配時代の影響が強く残っており、この問題が新聞の世界にも特徴的な構造を生み出している。

こうしたラトビアのメディア状況について、ドイツのメディア専門誌『ジュルナリスト』による情報を中心にまとめた。

ラトビアでは二百三十万人余りの人口に対し、二十数紙の日刊紙が発行されている。これらの新聞の発行部数は、資料によりかなり異なるが、世界新聞協会の数字によると、最大でも七万部には達していない。このような部数の低さは、読者人口の使用言語がラトビア語とロシア語に二分されているのに対応して、新聞もラトビア語とロシア語に二分されている事情による。

ラトビア語新聞の世界では、ラトビアがソ連からの支配を脱した九〇年に、従来から存続したソ連の新聞を信用しなかった新政府の手で、新たな法令類などを周知させる広報紙として『ディエ

ナ』が創刊された。

しかし『ディエナ』は単に公式情報を伝達するだけの役割に満足せず、西欧的な質を持った新しい新聞を作り上げようと考え、独自に投資家を確保し、自立に成功する。だが、そうした理念を支えるような人材を、ソ連の支配時代に活動していた古いジャーナリストたちの中に求めることは困難として、むしろ全く経験のない若い学生などを採用し、教育することに決めた。

『ディエナ』は二〇〇三年の時点で五万八千部の部数を保持し、十三紙ほどの地方紙を傘下に新聞グループを形成している。ほかに『ラウク・アヴィゼ』（ラトビア最大で六万五千部）と『ネアトカリガ・リタ・アヴィゼ』（二万八千部）が高級全国紙として、『ディエナ』と競合関係にある。

一方、ロシア語の新聞は『ヴェステイ・セヴォードニア』（ロシア語最大で二万九千部）や『チヤス』（ロシア語二位の二万部）などを代表的な事例として、街頭新聞が大部分を占める。またラトビアの新体制に対し根本的な批判意識を持ち、ラトビアのEU加盟にも反対を表明してきた。

こうした情勢の中で最近、ロシアのビジネスマガジンが、西欧的高級紙に類する自由主義的新闻を目指して『テレグラフ』を創刊した。しかしロシア語読者の世界に十分浸透することは難しく、発行部数は一万二千部程度にとどまっている。ロシア人の間には、かつてのソ連時代に対する強いノスタルジーが残っており、「寛容で自由主義的な読

者の数は限られている」と、この新聞の女性編集者は語っている。

またラトビア人とロシア人は、互いに異なった新聞閱讀習慣を持っている。「ラトビア人は朝、仕事に出る前に新聞を読む。これに対しロシア人には夕方、家に帰ってから、くつろいで新聞を読む習慣がある。さらにエッセーや長いインタビュー記事などを好む」と、『テレグラフ』の女性編集者は観察している。

現在、ラトビア語、ロシア語を問わずすべての新聞に登場するのは、大型のスポーツ・イベントである。社会に広くはびこっているという腐敗事件なども、双方の新聞がともに報道するようになったという。

しかし新聞倫理について、双方の新聞に共通する倫理規定を作成する計画が九〇年代に進められたが、広告を記事の中に忍び込ませる問題や、記事の買収などに対する見解の違いなどから失敗に終わった。そこで『ディエナ』では独自の倫理規定を設け、第三者から金銭を受け取った記者を解雇するなどの規律を実現したという。「当時は多くのジャーナリストが、なぜ金銭が払われた記事を新聞に載せてはいけないのかを、全く理解しなかった」と、『ディエム』の女性編集長は倫理規定の共有に失敗した理由を指摘する。

双方の新聞の間には、まだ克服すべきさまざまな溝があるように見える。

(広瀬 英彦 東洋大学名誉教授)

◇理事会・評議員会

【助新聞通信調査会と(財)同盟育成会】は五月二十七日、会議室で評議員会、理事会を開き、平成十六年度事業・決算報告などを原案通り承認・可決するとともに、任期満了に伴う理事、監事、評議員を選任し、続いて開かれた理事会で調査会理事長に前田耕一氏、育成会理事長に犬養康彦氏をそれぞれ選出・再任した。改選された役員、評議員は次の各氏(調査会、育成会とも同じ)。

〔理事〕米忠一、犬養康彦、前田耕一、原野和夫、西崎哲郎、遠藤勝巳、佐伯安彦、猪目寛(以上再任)、有賀忍、山内豊彦、宮崎行男(以上新任)、森永和彦、奥戸忠夫(以上退任)

▽猪目理事には調査会事務局長、宮崎理事には育成会事務局長をそれぞれ委嘱。

〔監事〕中野正彦(再任)、櫻井郁生(新任)、鎌田洋(退任)

〔評議員〕佐藤睦、藤井悟、深瀬和巳、増山榮太郎、佐藤寿雄、福原亨一、関口実、亀山旭、木谷隆治、長谷川和明、江口浩、石井和行、藤田博司、柳原潤、太田世寿(以上再任)、鎌田洋、藤原作弥、田中吉男、久田洋次郎、根本紀彦、石川聰(以上新任)、勝岡宣、村上政敏、有賀忍、飯島照夫、高橋守、櫻井郁生、山内豊彦(以上退任)

◇同盟クラブ会員総会

同盟クラブは六月九日、千代田区内幸町の日本プレスセンターで第四十五回通常会員総会を開

き、平成十六年度事業・決算報告のほか同盟通信社元社長・岩永裕吉氏、古野伊之助氏両家の遺族代表者を同盟クラブ特別会員とする規約の一部改正(別掲参照)などを原案通り承認するとともに、任期満了に伴う役員改選を行い、犬養康彦会長を再任したほか次の各氏を選任した。

〔会長・理事〕犬養康彦(再任) 〔理事〕前田耕一、米忠一、猪目寛(以上再任)、西崎哲郎、遠藤勝巳、有賀忍、宮崎行男(以上新任)、森永和彦、奥戸忠夫(以上退任)

〔悲報〕

小暮 光三氏(サンケイ新聞取締役、編集局長(大阪)、元同盟通信社社会部、北支総局) 五月二十二日死去、九十四歳。自宅は世田谷区上野毛一―七―二一

古野 雅美氏(共同通信社元社長室次長、元編集局編集委員室長) 肺炎のため五月二十五日死去、七十二歳。喪主は妻喜久子さん。自宅は千葉県我孫子市高野山一四二―七

本間 文吉氏(共同通信社元総合調査室委員(局長待遇)) 五月二十八日死去、九十五歳。喪主は長男博さん。自宅は杉並区下高井戸五―二一―二五

〔訂正〕

六月一日号(第五一六号)十ページの「英総選挙とメディア」本文十二、十四行目の「昨年」とあるのは「前回」に訂正します。

『同盟クラブ規約』一部改正・新旧対照表
(平成17年6月9日改正)

新(変更条文)	旧(現行条文)
第2章 会員	第2章 会員
第5条	第5条 本クラブの会員は、次の各号の一つに該当し、会員の推薦と理事会の承認を経て、所定の入会金および会費を納める者とする。
1 (変更なし)	① 旧同盟通信社、旧満州国通信社、旧日本ニュース映画社などの出身者。
① (変更なし)	② 共同通信社、時事通信社とその関連会社等の出身者および役員、職員。
② (変更なし)	③ 新聞通信調査会、同盟育成会、太平印刷社、東方電機・松下グループ各社等の出身者および役員、職員ならびに同盟字寮の出身者。
③ (変更なし)	④ 新聞、放送、広告などマスコミ関係者、ジャーナリストまたは報道事業に関心を有し本クラブの趣旨に賛同する者。
④ (変更なし)	2 (新設)
2 旧社団法人同盟通信社の岩永裕吉社長および古野伊之助社長の各遺族代表者を本クラブの特別会員とする。	3 (新設)
3 特別会員は、入会金、会費その他の負担を免除し、併せて本クラブ規約の各々を適用するものとする。	

◆通信社問題研究会

新聞通信調査会は六月十七日、千代田区内幸町の日本記者クラブで第七回・通信社問題研究会を開催した。今回のテーマは「満州国通信社の設立と意義」で、ゲストとして迎えた聖心女子大学講師・佐藤純子氏の基調論文を基に議論を進めた。出席者は有山輝雄、江口浩、桂敬一、田村紀雄、藤田博司の各大学教授・講師五氏と主催者側から前田耕一、犬養康彦の両名。

研究の成果は、今秋の新聞通信調査会報・臨時増刊号で発表する。

◎入会のお願

同盟クラブ (犬養康彦会長) は同盟通信の流れをくむ共同、時事両通信社が中心になり、親睦、交流、情報交換を目的とする集まりです。

▼会員の対象 ①共同、時事、同盟各通信社と関連会社の出身者、現役の職員、役員②同盟学寮OB③その他マスコミ関係者など。

▼事業内容 会員には月刊、臨時増刊「新聞通信調査会報」を郵送します。月例の講演会、新年互礼会、喜寿祝い、総会・懇親会、懇話会、逝去時の弔意のほか夏、年末のビール会、囲碁大会もあります(ビール会、囲碁大会以外は会費無料)。

▼入会手続き 入会申込書はご連絡いただければお送りします。入会金五千円、年会費二千四百円、会報送料年額七百二十円(誌代は無料)。

▼連絡先 〒一〇五-〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一-五-一六(晩翠ビル内) 同盟クラブ。電話

(〇三)三五九三一〇八四、FAX (〇三)三五九三一-二八二

◆講演会

新聞通信調査会と同盟クラブは六月二十二日、東京虎ノ門の同盟クラブで講演会を開いた。講師は共同通信社外信部編集委員の阪堂博之氏。演題は「朝鮮半島をめぐる最近の動き」だった。

◎均一句会 平成十七年四月十二日 祢保希

〔兼題 春の月〕

天	二段ずつ駆け下りて逢ふ春の月	正	實
地	春月やワイン提げて女客	魚	酔
地	潮風の駅に人待つ春の月	あ	まり
人	春の月東京湾を領しけり	那	由太
人	ものすべてふんわりとして春の月	寿	世
	通夜帰り坂道とおく春の月	和	風
	高千穂の夜神楽春の月淡し	け	んじ
	春の月粋な奴だよ肝斑かくす	正	
	わがままも春の月には叶ひけり	美	佐子
	湯上りのぴかぴかか子春の月	杉	の子
	出漁の船屋に揺れる春の月	且	住
	不気味なりビルの谷間の春の月	耳	郎

〔自由題〕

天	落ちてなお夢見ごちの椿かな	且	住
地	流水の一塊押せば沖うごく	正	實
人	猫抱いて齢たのしも鳥雲に	あ	まり
人	みどりごの握りこぶしや花の昼	那	由太
	白き花異人が叫ぶまぐのりあり	耳	郎

花衣得て地下鉄の華やげり	けんじ
白梅の光と化しし朝かな	寿世
靖国や日露百年花の雲	和風
妻よりは先に逝きたし春の鴨	魚酔
その刹那初蝶鴉を躲しけり	杉の子
掴み取ることさえ出来ぬ落花かな	美佐子
城仰ぎお点前もあり花筵	正

目次 (七月号)

企業買収の最近の動き	中村 恒夫	1
EU憲法批准拒否の背景	橋本 晃	6
変容進む香港の有料放送市場	上原 伸元	10
マスメ関連の裁判を見る(12)	佐藤 英雄	13
【メディア談話室】		
ベール脱いだ匿名の情報源	藤田 博司	16
【プレスウオッチング】		
首相の靖国参拜 自粛論高まる	池田 龍夫	18
【放送時評】		
際立つTV広告の伸び	大森 幸男	20
【海外情報】		
①止まらない米紙発行部数減	金山 勉	5
②存続問われる中国「都市報」	木原 正博	9
③ラトビアの新聞事情	広瀬 英彦	22

定価一五〇円 一年分一五〇〇円(送料とも)

発行所 財団法人 新聞通信調査会
〒一〇〇五-〇〇〇一 東京都港区虎ノ門一-五-一六
(晩翠ビル四階)

振替口座 〇〇〇二-〇一四-七三四六七番
印刷所 株式会社 太平印刷社

©新聞通信調査会2005